

◎新潟県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年8月9日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 新潟市江南区北山994番地 阿部 徳威

” ” 東区中木戸218番地 佐野 正人

就任年月日 令和元年7月26日